

在宅介護支援センターの揺らぎ*

——公的介護保険の導入の影響——

藤 原 苗**

はじめに

在宅介護支援センターは、1989年の「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（ゴールドプラン）」により、在宅の要介護高齢者やその家族のために身近なところで24時間365日対応可能な相談機関としてスタートした。94年の実施要綱改定では、ケースマネジメントを行う機関として位置づけられ、地域におけるサービスの指令塔のような役割を期待されてきたのである。

しかし、在宅介護支援センターの役割は、2000年から導入される公的介護保険が検討されることによって、大きく変化する。98年4月からは在宅介護支援センターの民間事業者への委託が可能になった。また介護保険下では、在宅介護支援センターへの国庫補助金は廃止され、新たにケアプラン作成機関としての機能を担い、他機関と競争しながらケアプランを立てていかなくてはならない立場に置かれている。

したがって本稿では、そもそもケースマネジメントを行うとされる在宅介護支援センターに期待されていた業務はどうであったのか、そしてそれらの業務は介護保険の導入によってどう変化したのかということを文献研究と兵庫県内在宅介護支援センターの調査結果から明らかにし、課題と展望を論じる。

1. 在宅介護支援センターの役割と変化

1) 在宅介護支援センターの機能

在宅介護支援センターは、1989年の「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（ゴールドプラン）」により、99年までに一万ヵ所、つまり各中学校区に一ヵ所「一地域一在宅介護支援センター」の割合で整備されることになった。在宅介護支援センターの運営事業実施要綱では、在宅介護支援センターの目的は以下のようなものである。

「在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅の寝たきり老人等およびその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって地域の要介護老人およびその家族の福祉の向上を図ること。」¹⁾

また、そのために在宅介護支援センターの機能として、積極的に地域の高齢者を訪問し、情報の提供、申請代行、モニタリング、フォローアップ、地域の要援護高齢者や社会資源の実態把握、相談協力員の養成、関係者とのネットワーク形成、広報活動など包括的なサービス調整を行うことを明記しているのである。

職員の配置は2名であるが、具体的には、ソーシャルワーカーまたは保健婦1名と看護婦または介護福祉士1名である。ソーシャルワーカーを配置するところでは他の一人は看護婦を配置、介護福祉士を配置するところでは他の一人は保健婦を配置することとされている。

異職種の配置の理由は、「在宅介護支援センターハンドブック92」によれば、保健・医療・福祉の連携を配慮し、福祉関係職種と保健・医療関

*キーワード：在宅介護支援センター、公的介護保険、ケアマネジメント

**関西学院大学社会研究科博士課程後期課程

1)『在宅介護支援センター運営実施要綱』、1994年